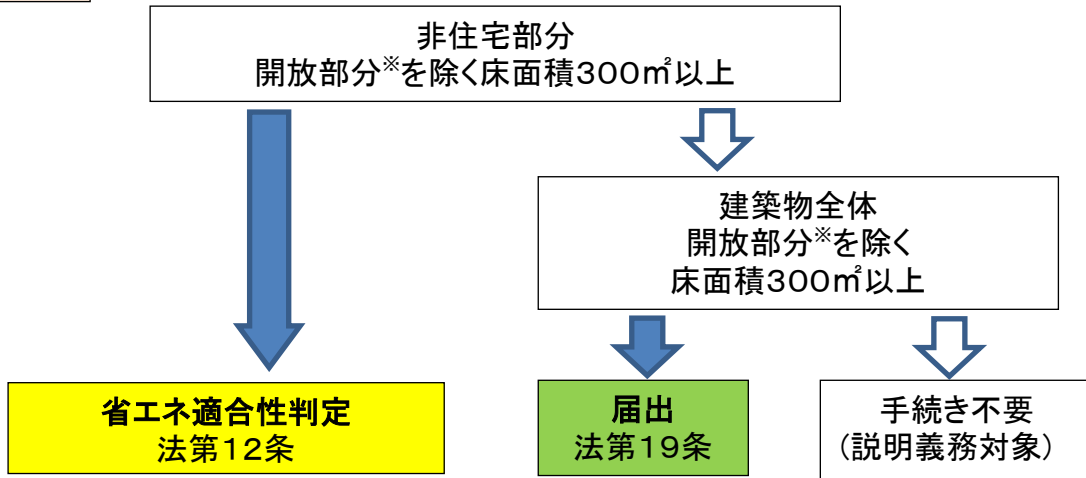


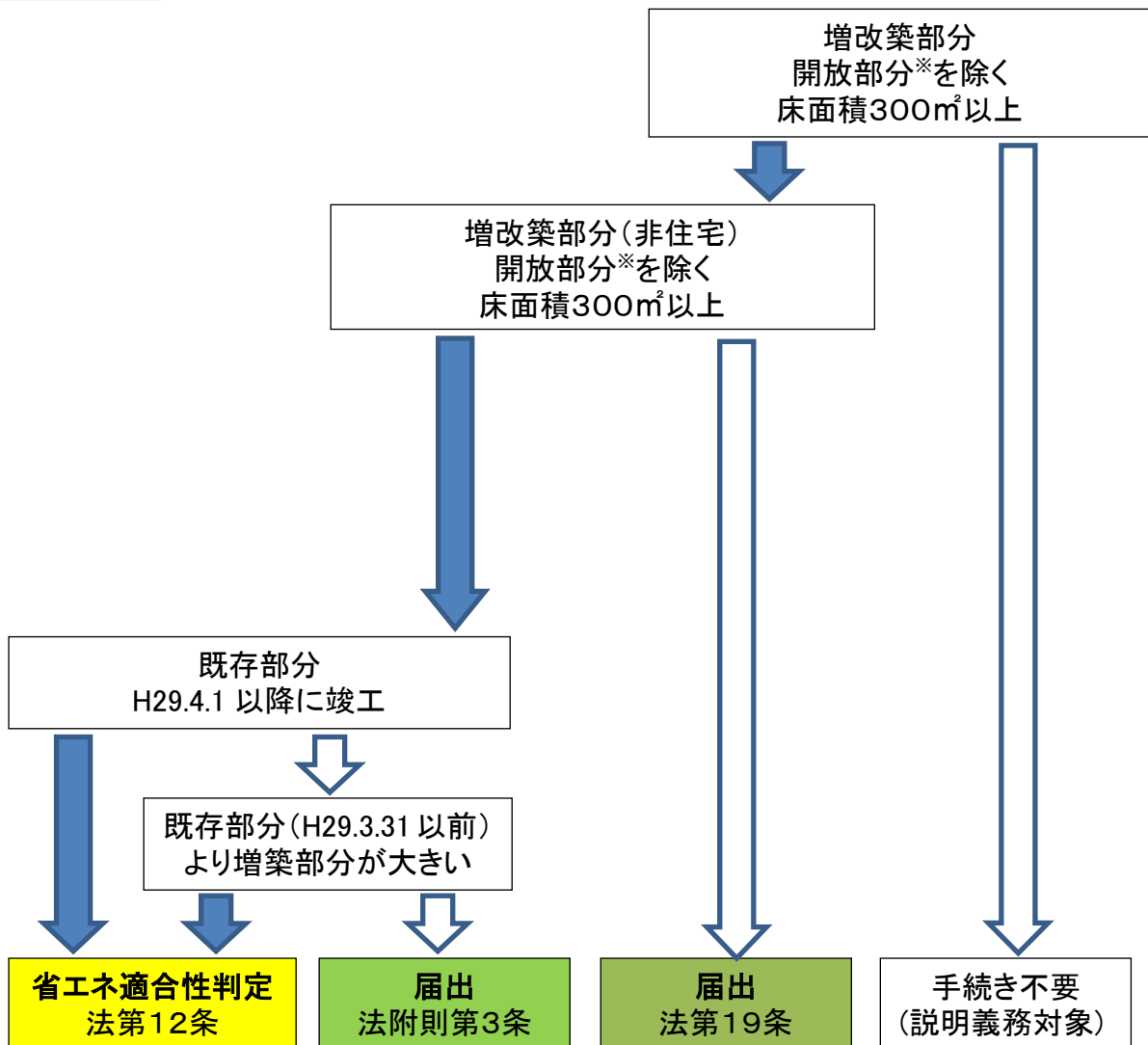
建築物省エネ法 省エネ適合性判定・届出の対象

Yes No  
↓ ↓

新築



増改築



※ 開放部分:床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上である部分

### ○省エネ適合性判定及び届出が適用除外となる建築物

以下の用途に該当する建築物は省エネ適合性判定及び届出は必要ありません。

- ① 居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物  
例：自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎、常温倉庫、危険物の貯蔵場（常温）、飛行機格納庫、変電所、受電施設、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナステーション、道路に維持管理のための換気施設、無人工場（常温）、ごみ焼却場、納骨堂、畜舎、水産物の養殖場又は増殖場（常温）、公共用歩廊 等
- ② 高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物（壁を有しない又は開放部分のみで構成される建築物であること）  
例：観覧場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場、神社、寺院 等
- ③ 国宝、重要文化財 等
- ④ 仮設建築物

※適用除外の判断は建築物単位で行います。

※①及び②の用途が複合して構成されている建築物は適用除外の対象とはなりません。

### ○省エネ適合性判定又は届出とみなすもの

以下の場合、省エネ適合性判定を受け又は届出したものとみなされます。

- ① 大臣認定（建築物省エネ法第23条）を受けた場合
- ② 性能向上計画認定を受けた場合
- ③ 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合